

長沢小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
長沢小学校生活指導部

1 いじめ問題についての基本的な考え方

「いじめ」及び「いじめ類似行為」は、全ての児童に関する問題であり、どの学校、どの学級でも起こる可能性を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての教職員が、全ての児童や保護者に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、未然防止に取り組む必要がある。

そのため、いじめ防止等の対策の基本は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そして、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるような、互いを認め合える人間関係や学校・地域の風土を育てていくことが大切である。

また、いじめ防止等の対策は、いじめを認識しながら放置することがないように、全ての児童にいじめが起こりうることを念頭に置き、いじめがいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるように努めなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、三条市教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめの問題を克服することを目指して展開していくものである。

2 定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

これらの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとみられる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様※3があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項（R2, 12, 25）で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」^{※4}と定義されている。当校では、「いじめ類似行為」についてもいじめと同様に扱うこととする。

※4 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

3 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラム（長沢プラン）に基づく活動

学校教育活動の全般をいじめの未然防止の視点で位置づけ、年間の活動を通して、児童にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また、個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。

○いじめを傍観しない基盤づくり・いじめを生まないための互いの個性の理解

・人権教育を通して、他者を理解し、自分と同じように大切にできる心情を育成する。

○いじめを生まない望ましい人間関係の構築・いじめを絶対にしないための気持ちの調整

・縦割り班活動を通して、互いを理解し、支え合い、感謝の気持ちをもてる人間関係を育成する。

月	児童の活動
4月	1年生を迎える会
5月	運動会 心の体温計（アンケート）
6月	「生きる」を活用した道徳授業 第1回人権集会 「ありがとうの□□」 児童アンケート 教育相談 いじめ見逃しゼロ強調月間
7月	「この指とまれ」
8月	
9月	心の体温計 学習参観（道徳の授業） あいさつ運動(児童会)
10月	文化祭 深めよう絆スクール集会
11月	縦割り班読み聞かせ 児童アンケート 教育相談
12月	「この指とまれ」
1月	心の体温計 第2回人権集会 「ありがとうの□□」
2月	6年生とのふれあい週間 6年生を送る会

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、学校は全ての児童を対象に、児童が主体的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が心を通じ合うためのコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。その際、教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方にも細心の注意を払う。

〈主な取組〉

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動
(いじめ見逃しゼロ運動) (深めよう絆スクール集会)
- ・自治能力の育成…学級活動、児童会活動、代表委員会
- ・学級づくり…行事を通してのグループ活動の充実、アンケートの分析を生かした学級経営の見直しと学級づくりシートの作成
- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…直接・間接の体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にす
る心の育成、全校道徳の実施

4 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所、ネット上で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることがあること、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことなどを教職員が認識する。そして、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。

合わせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

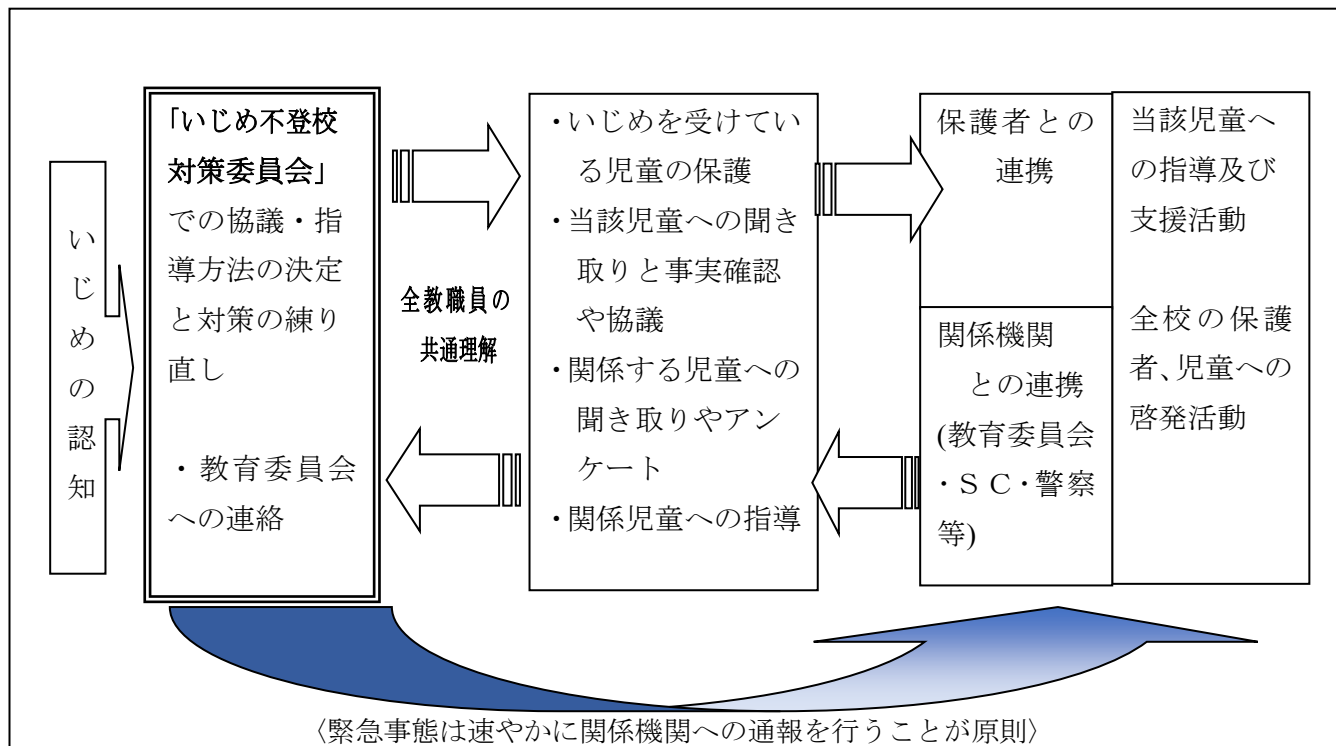
〈主な取組〉

- ・いじめ実態調査…月ごとに行う「心の体温計(アンケート)」(5・9・1月に実施)
- ・教育相談…アンケートをもとに行う教育相談、臨時個別面談など
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー、SSW(スクールソーシャルワーカー)の活用
- ・児童会の活動…児童会の自主的活動におけるいじめを見逃さない意識を育てる呼び掛け
- ・職員研修…定期的な情報交換と分析、学級づくり、人権教育、同和教育研修との連携

5 いじめに対する措置

いじめにつながる事実の発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、全職員で対応する。その際、いじめられた児童等を守り通すとともに、いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かついねいに取り組む。

緊急事態は速やかに、関係機関への通報を行うことを原則とする。犯罪に相当する事案を含むいじめ対応では、警察に相談・通報を行い、連携して対応する。



6 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織は「長沢小学校いじめ・不登校対策委員会」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、学級担任、学年部主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(地域連携コーディネーター)を構成員とする。

※事案によっては、警察のスクールサポーター、スクールカウンセラー・学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。教頭が依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった際には、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

7 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- など、児童の状況に着目して判断する。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ その他の場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを三条市教育委員会に報告する。その中であって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については三条市教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

三条市教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

8 その他の学校の取組

(1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

(2) いじめ防止等のため、ただの郷学園各校、学校運営協議会、PTA、自治会、育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。

(3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。

(4) いじめ防止等にかかる上記の取組についてPDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。